# 日本原価計算研究学会賞規程

# 1. 目的

日本原価計算研究学会賞は、本学会が原価計算・管理会計の向上発展に資するため、会員の優秀な論文・著書を審査選定して、賞を授与し、その業績を広く顕彰することをもって 目的とする。なお、ここに言う会員には、賛助会員所属の報告者も含む。

### 2. 審査すべき論文・著書の範囲

学会賞の審査対象となる論文は、原則として、本学会大会または部会において研究報告し、当該年度(4月1日より翌年3月31日まで)中に本学会の学会誌「原価計算研究」に掲載された論文である。なお、研究報告の時点で院生であった者が執筆した論文を奨励賞の対象とすることができる。

学会賞の対象となる著書は、当該年度中に発行され、当該年度終了後の5月末迄に、会員から原価計算・管理会計の向上発展に資するものとして審査委員会に推薦された著書を審査対象とする。

審査委員会は特に必要と認めた場合には、上の審査対象の期間等にかかわらず、論文・著書を審査の対象とすることができる。

## 3. 審査委員会の構成

審査委員会は、会長、および会員中より選任された者6名(関東側3名、関西側3名)の計7名の審査委員をもってこれを構成する。

会長は審査委員会を招集し、議長となる。

会長を除く審査委員は、大会期間中に会員の直接選挙によりこれを選任する。会長を除く審査委員の任期は、3年とし、重任は妨げない。ただし、連続2期をこえて就任することはできない。また、同一の所属機関から2名をこえて選出することはできない。

#### 4. 論文・著書の審査

審査委員会は、2の規程による候補論文・著書を審査して、受賞論文・著書を選定する。 審査委員会は特に必要ある場合には、審査に関して他に諮問することができる。

## 5. 受賞論文・著書の発表

審査委員会は、受賞論文・著書を発表し、その執筆者に論文賞・著作賞を授与すると共 に、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

6. 本規程の改廃は理事会で決定し、会員総会に報告する。

#### (附則)

本規程は平成4年6月6日より実施する。

平成6年 9月19日 一部改正。

平成8年 9月27日 一部改正。

平成10年10月2日一部改正。

平成28年8月22日一部改正。